

特定歴史公文書等簿冊目録の公開について

県では、公文書等を「県民共有の知的資源」と位置付け、その適正な管理を行うとともに歴史公文書の適切な保存及び利用等を図るため、「群馬県公文書等の管理に関する条例」を令和2年3月に成立させました。今回、同条例施行の際現に当館において保存されていた特定歴史公文書等とみなされる資料につきまして、以下のとおり全ての簿冊目録を公開しましたのでお知らせします。

特定歴史公文書等の区分	簿冊目録の公開	公表（報道提供）
①条例施行時（R3.4.1現在）に收藏の歴史公文書等	今回完了	今回
②今年度以降、新たに移管受入する歴史公文書等	受入から1年後を目途に公開	公開の都度公表予定

1. 目録公開日（及び利用開始日）

令和3年7月21日（水）までに上記表内①の簿冊目録の公開が完了し利用を開始しました。

2. 目録公開点数 40,971点

3. 目録公開方法

方法	設置場所	目録名
紙媒体による目録の公開	当館2階閲覧室	令和3年度群馬県立文書館 特定歴史公文書等簿冊目録③
情報通信技術を利用した目録の公開	当館HP内「群馬県立文書館目録検索システム」に搭載	群馬県立文書館目録検索システム (特定歴史公文書等簿冊)
	県HP内「群馬県オープンデータサイト」 (7こども・教育)に搭載	特定歴史公文書等簿冊目録

4. 目録掲載資料の利用

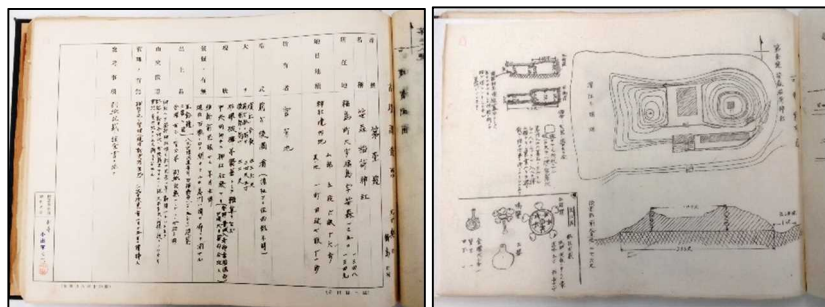
利用区分	提出書類	請求・申込の対象	利用日	備考
利用請求	(特定歴史公文書等) 利用請求書	「公開」「部分公開」「要審査」「非公開」の区分に該当する資料	原則30日以内	利用可否決定によっては一部又は全部が利用対象外
簡易閲覧申込	(特定歴史公文書等) 簡易閲覧申込書	「公開」「部分公開」の区分に該当する資料	当日	

- ・写しの交付及び複写は有料となります。
- ・現在は新型コロナウイルス感染症対策のため、事前予約制です。特定歴史公文書等の利用、開館時間、休館日等も含め、詳細は当館ホームページにてご確認ください。

【参考】（目録掲載資料の一部）



A0181A0B 5437 「旧県庁舎写真」



A1007A0B 21 「古墳調査台帳」昭和10年